

(仮称)野洲市こども計画【骨子】

(令和9年度～令和11年度)

本計画における「こども」表記について

この計画においては、こども基本法の表記にあわせ、ひらがな表記の「こども」を使用します。ただし、次の場合は「子ども」と表記します。

- ・法令に根拠がある語を用いる場合
- ・すでに実施中の事業名や固有名詞を用いる場合
- ・他の言葉との関係で「こども」表記以外を用いる必要がある場合

目次

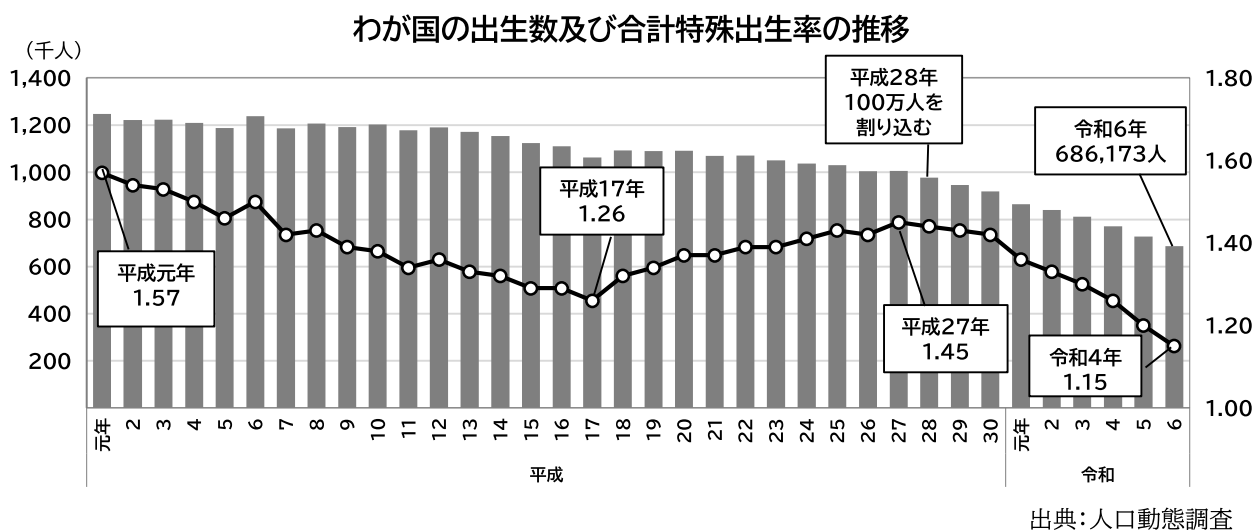
第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景と趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画期間	3
第4節	計画の対象	3
第2章	野洲市のこどもを取り巻く現状と課題	4
第1節	統計資料からみる現状	4
第2節	基礎調査結果からみる現状	5
第3節	第二期計画の評価と課題	5
第4節	こども支援における課題	5
第3章	計画の基本的な考え方	9
第1節	基本理念	9
第2節	基本目標	10
第3節	施策体系	11
第4章	施策の展開	12
第5章	乳幼児保育の推進方針	12
第6章	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制	13
第1節	教育・保育提供区域	13
第2節	子どもの人口の見通し	13
第3節	幼児教育・保育の見込量及び確保方策	13
第4節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	13
第5節	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	13
第6節	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	13
第7章	計画の推進について	14

第1章

計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国の人口減少・少子高齢化は、歯止めがかかることなく進行しています。合計特殊出生率(1人の女性が15歳から49歳までに産むこどもの数の平均)は、平成27年の1.45 から以降、減少を続けており、令和6年には平成17年以来の低水準の 1.15、出生数は70万人を下回り、過去最低を更新しています。



また、深刻な少子化を背景に、世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化が進んでおり、こどもが社会とのつながりを以前ほど持てずに、悩みを抱えたまま孤立するリスクが高まっています。こどもを取り巻く状況の厳しさの一端を示すものとして、わが国の児童虐待件数や不登校児童・生徒数はいずれも増加傾向にあり、10年前と比べて倍以上となっています。

こうした中で、国はすべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活をおくることができる「こどもまんなか社会」の実現を目標に掲げ、令和5年4月に「こども基本法」を施行、同年12月には「こども未来戦略」、「こども大綱」を閣議決定し、こども施策の基本的な方向性を示しました。「こども大綱」は、こども・若者を権利の主体として認識し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくことを使命としています。

本市はこれまで、平成17年に策定した「野洲市次世代育成支援行動計画」の主要事業を継承した「野洲市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を図ってきました。

このたび、国の動向を踏まえ、本市の実情に応じたこども施策を推進するため、現在進行中の「第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画」を包含した新たな計画として、「こども大綱」を勘案した「野洲市こども計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

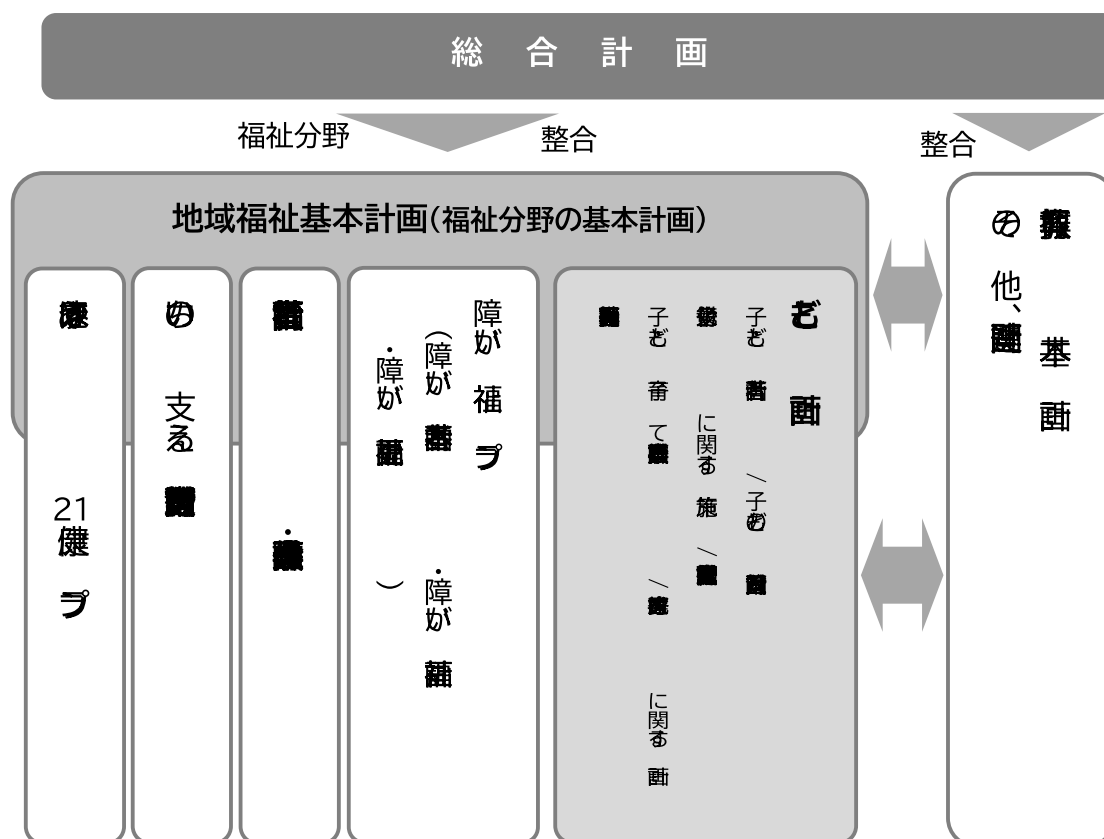
本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画であり、本市におけるこども施策に関する事項を総合的に定める計画です。そのため、以下の計画等を内包し、一体的に策定します。

こども計画と一体的に策定する計画等

計画等の名称		根拠法令等
1	子ども・若者計画【新規】	子ども・若者育成支援推進法 第9条第2項
2	子どもの貧困対策計画【新規】	子どもの貧困対策法 第9条
3	少子化対策に関する施策【新規】	こども大綱(少子化社会対策大綱)
4	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条
5	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第 61 条
6	成育医療等に関する計画【新規】	成育医療等基本方針
7	乳幼児保育振興計画	—

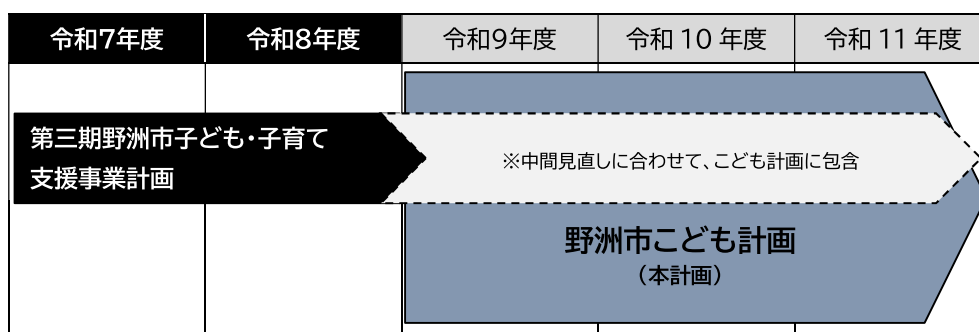
なお、本計画は「野洲市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の基本計画である「野洲市地域福祉基本計画」や、他の福祉・健康分野等の関連計画における施策との調和を図りながら推進するものとします。

上位・関連計画との関係



第3節 計画期間

本計画の期間は、「第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「現計画」という。)と終期を合わせることから、令和9年度から令和11年度までの3年間とします。



第4節 計画の対象

従来の児童福祉法や子ども・子育て支援法では、「子ども」は18歳未満の者を指していましたが、こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とされています。

これは、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しており、課題を抱えたこども・若者に対して、18歳や20歳といった年齢を迎えても必要な支援が途切れないように支えていくことを示したものです。

また、国においては、18歳以降も進学、就労、結婚等の移行が連続的に生じる時期として「青年期(おおむね18歳からおおむね30歳未満まで)」「ポスト青年期(40歳未満)」の考え方が示されており、この時期には、社会的自立に向けた切れ目のない支援が必要とされています。

このため、本計画においても対象となるこども・若者を一定の年齢で区切ることはせず、0歳からおおむね39歳までを対象として、課題を抱えたこども・若者に対して切れ目のない支援に努めることとします。

第2章

野洲市のこどもを取り巻く現状と課題

第1節 統計資料からみる現状

1 人口・世帯

概要

国勢調査結果にみられる人口・世帯の推移を示します。

令和7年の国勢調査結果の詳細がまだ公表されていないため、現計画と同内容を予定

令和2年までの国勢調査によると、本市は人口増加傾向にありますが、就学前及び小学生(0～11歳)人口は減少傾向にあります。

2 人口動態

概要

出生数・合計特殊出生率の推移を示します。

令和7年の出生数は323人、令和6年の合計特殊出生率は1.35でおおむね滋賀県と同水準となっています。

3 就業状況

概要

国勢調査結果にみられる就業状況を示します。

令和7年の国勢調査結果の詳細がまだ公表されていないため、現計画と同内容です。

出産・育児で就労率が落ち込む「M字カーブ」があまりみられなくなっており、専業主婦世帯が顕著な減少傾向にあります。

4 経済的困窮に関する状況

概要

児童扶養手当の支給状況、就学援助の認定状況を示します。

いずれも減少傾向にあります。

5 こどもへの相談支援に関する状況

概要

児童虐待の状況、不登校児童・生徒の状況を示します。

児童虐待は減少傾向にあり、不登校児童・生徒は増加傾向にあります。

6 障がい児に関する状況

概要

障がい児、障がい児福祉サービスの状況を示します。

第2節 基礎調査結果からみる現状

概要

基礎調査として実施したアンケート調査やグループインタビュー、関係団体ヒアリングの結果をとりまとめ、示します。

第3節 第二期計画の評価と課題

概要

幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の実績を示します。
子育て支援会議で報告したものと同内容です。

第1～3節の結果から、本計画で取り組むべき課題を第4節にまとめます。

第4節 こども支援における課題

1 「こどもの育ち」を取り巻く重要な課題

(1) こどもの意見聴取

概要

基礎調査結果により、保護者との対話時間や、周囲の大人が自分の意見を聴いてくれるという実感により、こどもは自己肯定感をはじめとした自己認識を高める傾向がみられ、家庭・学校・地域社会がこどもの意見を聴くことの重要性がわかっています。

その一方で、共働き世帯が増加傾向にあり、地域のつながりもかつてより緊密とはいえない状況にあることから、家庭・学校・地域社会におけるこどもの意見聴取についてあらためて考えていかなければならない状況にあります。

(2) こどもの居場所

概要

基礎調査結果では、家や学校(職場)以外に居場所がないと回答した割合は、年齢があがるにつれ増加しています。国の「こどもの居場所づくりに関する調査研究」(令和5年度)でも同様の傾向がみられています。また、小学生においても居場所がないと回答した割合が3割を超えています。

地域のつながりが希薄化している状況から、こども自身のニーズを踏まえながら、こども

の居場所を充実していくことが重要です。また、関係団体からの指摘にもあった通り、高校生以上に対する受け入れ可能な場所も検討する必要があります。

(3) 多様な体験活動

概要

文部科学省の調査研究「青少年の体験活動の推進に関する調査研究」(令和2年度)によれば、小学校の頃に多様な体験活動を行ったこどもは、向学校的な意識(勉強が楽しい、学校が好きなど)や自尊感情などへ長期間にわたって良い影響を与えるとされ、また、体験活動は内容によって様々な効果があるため、1つだけよりも複数行うことが望ましいとされています。

本市の調査でも、休日の過ごし方について、屋内活動に加えて屋外活動など多様な活動を行っているこどものほうが、授業の理解度が高いことが分かっています。また、インターネットを長時間利用することが、自己認識の低下につながることも分かっています。

そのため、こどもの育ちにとっては、屋内での活動だけに偏るのではなく、屋外での多様な活動を含め、様々な体験を重ねることが重要です。こうした認識を家庭・学校・地域社会で共有し、こどもが多様な体験活動に参加できる機会を創出していくことが求められています。

2 「子育て」を取り巻く重要な課題

(1) 幼児教育・保育や地域の子育て支援

概要

令和2年に本市の待機児童(国基準)は52人と高い水準となっていましたが、その後、提供体制の確保を図ったこともあり、令和8年には5人まで減少しました。しかしながら、まだ待機児童解消には至っておらず、乳幼児保育の質を維持しながら、提供体制を確保していく必要があります。

地域子ども・子育て支援事業においても、提供体制は重要な課題です。令和7年度においてはこどもの家(学童保育)も需要が多く、共働きの子育て世帯を支えていくためには、長期休暇中も含め安定的な体制を確保していくことが重要です。ファミリーサポートセンターなど、地域人材の協力が不可欠な事業においても、人材の高齢化等の課題がみられ、潜在的な需要が満たされていない懸念があります。

いずれも人材確保が重要な課題であり、子育て家庭を支援していくためにも、引き続き取り組んでいくことが重要です。

(2) 親子の健康づくりの推進

概要

妊娠・出産から乳幼児期、思春期に至るまで、親子の健康を切れ目なく支える必要がある一方で、育児不安や産後の心身の負担、子育てに関する孤立感を抱える家庭も少なくない現状であるため、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、訪問指導、相談支援、産後ケア、食育等の取組を通じて、親子の健康の保持・増進を図る支援が求められています。

また、将来の妊娠・出産や子どもの健やかな育成につなげるため、若い世代に対する正しい知識の普及啓発やプレコンセプションケア(※)の推進が求められています。

※プレコンセプションケア 若い世代が、将来の妊娠・出産を見据えて、心身の健康や生活習慣について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むこと。

(3) 子育ての負担感・孤立感の軽減

概要

わが国の児童虐待相談対応件数は増加傾向にある一方、本市においては令和元年度のピークからはおおむね減少傾向にあります。しかしながら、児童虐待は重大な人権侵害であり、最も避けるべき事態で、根絶を目指していく必要があります。児童虐待の予防や早期発見のためには、子育てにかかる負担感・孤立感の軽減を図るとともに、地域と医療・福祉・教育の連携や情報共有による対応が不可欠です。

3 すべてのこどもの育ちのための重要な課題

(1) こどもの貧困対策

概要

こどもの貧困率は、国の調査の水準より低く、市内の子育て世帯の所得格差は大きくないと考えられますが、一方で近年の物価高騰の影響から経済的な苦しさをを感じる子育て世帯は約4割になっています。

また、経済状況により、家庭での学習習慣や塾利用に差がみられ、授業の理解度に影響を与えているものと考えられます。小学生・高校生世代においては、経済状況がこどもの自己認識にも影響を与えていることがわかっています。

経済状況が、子どもたちの教育機会の大きな格差につながったり、こどもの育ちに悪影響を与えたりすることは避ける必要があります。こどもの能力や意欲を活かすことができるよう、支援を検討する必要があります。

（２）多様な課題に対する支援

概要

ヤングケアラーやひきこもりといった課題は、本市の基礎調査の中でも確認されています。特にひきこもりは、特定の年代の課題ではなく、若者のいずれの世代においても一定の割合いることがわかっています。

また、発達障がいの社会的認知が高まり、適切な支援につながりやすい状況になっていますが、さらに保護者や地域の理解を深め、障がいを持つこどもの早期発見・早期支援に努める必要があります。

第1節 基本理念

こどもは、未来の社会を創る大切な存在です。すべてのこどもが、こどもの基本的な権利を保障されるもとで、未来への夢や希望を抱き、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送れる環境を創っていくことが、大人の務めであり、願いでもあります。

現計画では、“子育てについての第一義的責任は、父母その他の保護者が有するという基本的な認識”のもと、『豊かな自然とところを、すべての子の育ちのために』を計画の基本理念として、各種施策を展開してきました。

本計画では、こどもの育ちはもちろんのこと、今を生きるこども自身がのびのびと、ありのままの自分を大切にしながら、未来へ向けて歩んでいけることを重視します。そのため、「すべての子の育ち」から、さらに「すべてのこども」のために、これまでの各種施策を継承し、さらに発展させていくこととします。

■基本理念

豊かな自然とところを、すべてのこどものために

第2節 基本目標

本計画の推進にあたっては、基本理念の実現に向け、「こども大綱」の視点のもとで、次の3つの基本目標を掲げ、こどものための環境づくりを推進します。

計画の基本目標

1 こどもの育ちを見守る環境づくり

こども一人ひとりの豊かな成長には、それぞれのこどもの歩みを大切にしながら、寄り添って見守り、必要に応じて支援の手を差し伸べることが大切です。

そのため、こどもの権利を尊重するとともに、こども一人ひとりの意見にできる限り耳を傾けながら、こども自身があるままの自分でいられる居場所づくりや、多様な体験活動の機会づくりを推進します。

2 子育てにやさしい環境づくり

すべての家庭が健康で、安心して楽しく子育てができ、こどもが自立するまでを地域社会が温かく見守り、支えていく環境を整えることが大切です。また、次代、次々代へと長く受け継がれていく地域における子育て支援の土壌づくりを行うことが重要です。

そのため、社会資源を最大限に活用し、子育てサービスの充実や、子育てしやすい環境づくりを進めるとともに、保育所等における待機児童の解消を目指し、地域全体で支える子育て支援の充実を図ります。

3 すべてのこどもが健やかに暮らせる環境づくり

すべてのこどもが自分らしく生きられるよう、経済的な理由による様々な格差が生まれないようにするため、こどもの貧困対策に取り組みます。また、いじめや不登校等の状況、要保護児童(※)等の把握を行い、切れ目のない支援体制の整備、障がい児支援の推進、さらにひとり親家庭の自立を支えるための取組を推進します。

※要保護児童 児童福祉法第6条の3に規定する保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のこと。

第3節 施策体系

<基本理念>

豊かな自然ところを、すべてのこどものために

施策の方向性

基本目標1

こどもの育ちを見守る環境づくり

- (1)こどもの権利の尊重・意見聴取
- (2)こどもの居場所づくりの推進
- (3)多様な体験活動の推進
- (4)命に関する教育の充実
- (5)こどもの安全の確保
- (6)他分野との連携

基本目標2

子育てにやさしい環境づくり

- (1)乳幼児保育の推進
- (2)多様な保育サービスの充実
- (3)ワーク・ライフ・バランスの推進
- (4)家庭教育の充実と親としての意識の醸成
- (5)地域での子育て支援体制の充実
- (6)医療・保健等にかかる経済的負担の軽減
- (7)成育医療等の推進

基本目標3

すべてのこどもが健やかに
暮らせる環境づくり

- (1)こどもの貧困対策
- (2)いじめ、不登校、問題行動への対応の充実
- (3)多様な課題を持つこどもへの支援

第4章

施策の展開

概要

第3章第3節の新たな施策体系のもとで、個別の施策や取組を位置づけます。
また、基本目標ごとに指標を設け、計画終了時に現状より改善することを目指します。

【例】

指標項目	策定時	目標
おとなに自分の意見を聴いてもらえていると思う こどもの割合 （「そう思う」と「だいたいそう思う」の合計）	小学生 82.1% 中学生 76.0% 高校生世代 74.1%	維持または向上

第5章

乳幼児保育の推進方針

※野洲市乳幼児保育振興計画

現計画と同内容とします。

第6章

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制

第1節 教育・保育提供区域

概要

現計画と変更なし。全市1区として、教育・保育の提供体制を検討します。

第2節 子どもの人口の見通し

概要

最新の人口動向を踏まえ、人口推計を更新します。

第3節 幼児教育・保育の見込量及び確保方策

概要

最新の需要動向を踏まえ、見込み量を検証し、必要に応じ見直しを行います。また、提供体制についても、最新の動向を反映します。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

概要

最新の需要動向を踏まえ、見込み量を検証し、必要に応じ見直しを行います。

第5節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

現計画と同内容とします。

第6節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

現計画と同内容とします。

第7章

計画の推進について

概要

現計画と同様の推進体制のもとで取り組み、進行管理については、引き続き「野洲市子育て支援会議」にて行います。